

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県高崎市飯塚町210番地

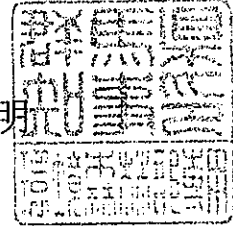
氏 名 株式会社吉原

代表取締役 吉原秀忠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日 平成30年10月18日

許可の有効期限 平成35年10月17日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (選別、破碎)、中間処理 (選別、破碎、減容)

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理 (選別、破碎)

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類 (以上8種類)

※④、⑤、⑥、⑦については付着物に限る。

中間処理 (選別、破碎、減容)

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類 (以上8種類)

※破碎、減容する廃棄物は①の発泡スチロールに限る。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設 (選別、破碎) の設置場所

佐波郡玉村町大字川井25番9の一部

中間処理施設 (選別、破碎) の設置年月日

平成25年 6月 24日

中間処理施設 (選別、破碎) の許可年月日及び許可番号

平成25年 1月 9日 群馬県第367-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力
廃プラスチック類

紙くず
木くず
繊維くず
ゴムくず
金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
がれき類

(イ) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [3.4t/日]

紙くず [2.8t/日]

木くず [3.7t/日]

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類 [8.9t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

佐波郡玉村町大字川井25番9の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 177.8㎡ 保管容量 217.34㎡

(2) ア 中間処理施設 (選別、破碎、減容) の設置場所

佐波郡玉村町大字川井25番9の一部

イ 中間処理施設 (選別、破碎、減容) の設置年月日

平成 25年 6月 24日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(イ) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

(ウ) 施設の種類 減容

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [0.08t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

佐波郡玉村町大字川井25番9の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 65.05㎡ 保管容量 65.015㎡

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 25年 10月 18日 新規許可

平成 30年 10月 18日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 無

